

# 中山間地域等直接支払制度とは①

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

## 1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

### (1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」によって指定された地域

↑ 第5期対策より追加 次頁参照

- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

### (2) 対象農用地

- ① 急傾斜地(田: 1/20以上、畑・草地・採草放牧地: 15°以上)  
② 緩傾斜地(田: 1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地: 8°以上15°未満)  
③ 小区画・不整形な田  
④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地  
⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地  
⑥ ①~⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注1 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象

注2 ②及び④の緩傾斜地等は市町村長が特に必要と認めるものを対象

## 2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

## 3. 交付単価

地目	区分	交付単価(円/10a)	地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000	草地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(1/100以上)	8,000		緩傾斜(8°以上)	3,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500		草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500	採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000
		緩傾斜(8°以上)		300	

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

## 4. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。(使途は、予め協定に定めておく必要があります。)

# こんな活動をすれば交付を受けられます

協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみ  
の場合は交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を  
行う場合は交付単価の10割を交付します。

## ①農業生産活動等を継続するための活動:基礎単価(単価の8割を交付)

- ・ 農業生産活動等  
例: 耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動(泥上げ、草刈り等)
- ・ 多面的機能を増進する活動  
例: 周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

## ②体制整備のための前向きな活動:体制整備単価(①+②の活動により単価の10割を交付)

第4期対策まで

A要件・B要件・C要件の中から1つを選択

### ○農業生産性の向上(A要件)

以下の項目から、2つ以上選択して実施

(①又は⑤については、より高い目標を設定する場合、それ1つのみを選択することで可となります)

- ①機械・農作業の共同化      ②高付加価値型農業      ③生産条件の改良
- ④担い手への農地集積      ⑤担い手への農作業の委託

### ○女性・若者等の参画を得た取組(B要件)

協定参加者に、女性、若者、NPO等を1名以上新たに加え、以下の項目から1つ以上選択して実施

- 新規就農者による営農      ○農産物の加工・販売      ○消費・出資の呼び込み

### ○集団的かつ持続可能な体制整備(C要件)

協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築

第5期対策から

集落戦略の作成に一本化

- 中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要です。

このため、第5期対策から、体制整備単価(10割単価)を受給する要件を、「A、B、C要件から一つ選択」から「集落戦略の作成」に一本化しています。

- 集落戦略については、中間年(令和4年度)までを目途に作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中に作成を了する必要があります。

### 第4期対策の集落戦略からの変更点

- ① 期間について、第5期対策の協定期間のその先という趣旨により、「10～15年後」から「6～10年後」に変更
- ② 第4期までの遡及返還の特例を受ける要件であった「合計15ha以上」又は「集落連携・機能維持加算に取り組む」は廃止
- ③ 集落における農業生産活動等を継続する上でのボトルネック(課題)を絞り込み、対応策の方向性を明確化するため、様式を見直し
- ④ 第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のためのサポート体制を明記  
(なお、これまでのC要件と異なり、結果として農業生産活動等の継続が困難となった農用地が発生した場合でも、協定農用地全体の遡及返還とはなりません)

# 集落戦略の作成について

集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成していただく、集落全体の指針です。

## －集落戦略の項目－

- 協定農用地の将来像
  - 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
  - 集落の現状を踏まえた対策の方向性
  - 具体的な対策に向けた検討
  - 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール
  - 農業生産活動等の継続のための支援体制
- (※ 作成しやすいよう、「○」を記入する形式を基本として、事務負担の軽減を図っています)

## ○集落戦略の作成と活用のイメージ

- ・集落戦略は、集落全体の将来像を明らかにするための重要な指針です。
- ・協定参加者のみなさんで十分な話し合いを行い、合意形成を図るようにしてください。

### 1 協定参加者で話し合い

農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図(※)を活用し、協定参加者で話し合い

※地図には、

- ① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
  - ② 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
  - ③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
  - ④ その他協定農用地を保全していくために必要な事項
- などを書き込みながら、みなさんで話合ってください



【地図を使っでの話し合い】

### 2 集落戦略の作成、市町村へ提出

協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、集落戦略に記入し、将来的に維持すべき農用地を明確化



【作成に向けて打合せ】

### 3 集落戦略を元に更なるステップアップ

集落戦略の作成を通じて明確になった農業生産活動等の継続のための取組を、加算措置等を利用し実現



【そばの栽培】



【新規就農の相談】

## ○人・農地プランや農業委員会の活動と連携

「集落戦略」は、集落戦略本体と話し合いに活用した地図を市町村の人・農地プラン担当部局に提出することをもって、「実質化された人・農地プラン」として取り扱うことができます。

このため、集落戦略の作成に当たっては、人・農地プランや農業委員会が行う農地等の利用の最適化のための活動と連携を図ることが、より効率的であると考えています。

※「人・農地プランの実質化」に係る手続きについては、市町村にご相談ください。

# 加算措置について①

4 ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

## ① 棚田地域振興活動加算

第5期対策から

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地  
※ 広域化加算との重複は可能ですが、超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複はできません。

単 価：10,000円/10a（急傾斜地 田：1/20以上、畑：15度以上）  
14,000円/10a（超急傾斜地 田：1/10以上、畑：20度以上）

上限額：なし

取組期間：1～5年

目標設定：ア「棚田等の保全に関する目標」  
イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」  
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

令和4年度から

[対象活動の例]



棚田オーナー制度による棚田地域振興活動



石積み保全活動

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

## ② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対象協定：集落協定、個別協定

対象農地：田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地

単 価：6,000円/10a（田、畑）

上限額：なし

取組期間：1～5年

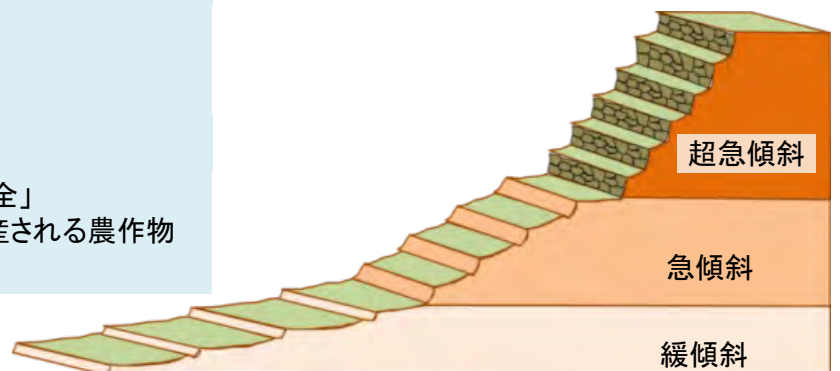
目標設定：ア「超急傾斜農地の保全」  
イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」



超急傾斜農地(田)



超急傾斜農地(畑)



# 加算措置について②

## ③ 集落協定広域化加算 ※第5期対策より拡充

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ  
 対象農地：集落協定農用地  
 単価：3,000円/10a(地目にかかわらず)  
 上限額：200万円/年度  
 取組期間：1～5年

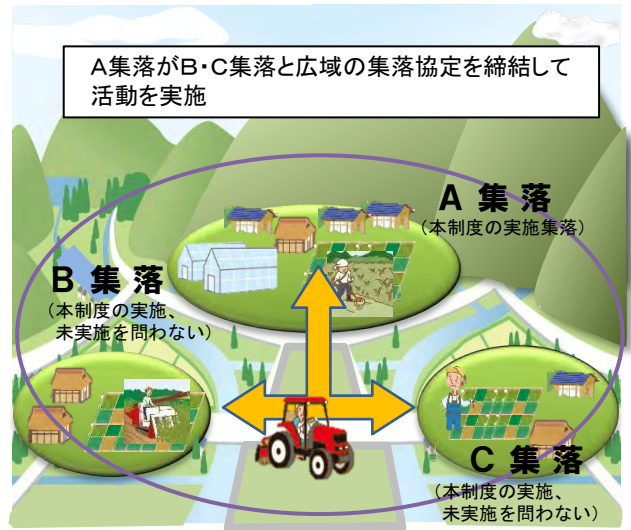
目標設定：

ア 取組期間が単年である場合

主導的な役割を担う人材を確保した上で、集落協定の広域化による体制強化そのものを目標に設定します。

イ 取組期間が複数年である場合

主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化後の協定で達成する目標を定量的に一つ以上定めます。



## ④ 集落機能強化加算 第5期対策から

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ  
 対象農地：集落協定農用地  
 単価：3,000円/10a(地目にかかわらず)  
 上限額：200万円/年度  
 取組期間：1～5年  
 目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

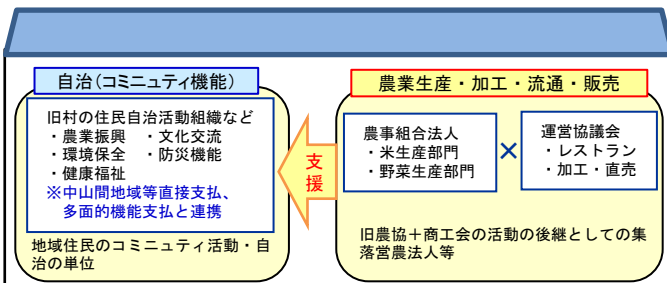
[対象活動の例]

- インターンシップ、営農ボランティア、農福連携
- コミュニティサロンの開設
- 地域自治機能強化活動（高齢者の見回り、送迎、買物支援等）
- 鳥獣対策に必要な外部人材確保



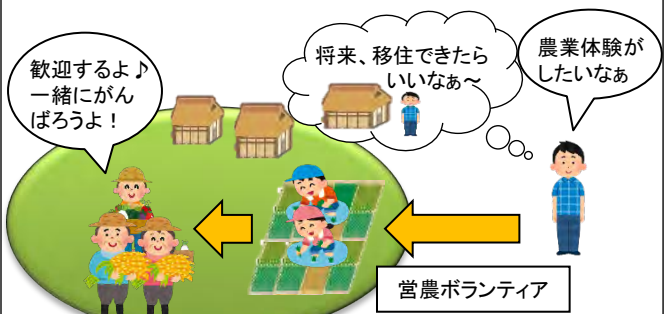
地域運営組織と連携した高齢者世帯の雪下ろし作業

### 地域自治機能強化活動のイメージ



加算を用いて上記のような体制を構築し、自治機能に係る地域のコミュニティ活動を支援することができます

### 営農ボランティアのイメージ



# 加算措置について③

## ⑤ 生産性向上加算 第5期対策から

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000円/10a(地目にかかわらず)

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

[対象活動の例]

- 農産物のブランド化、加工、販売
- 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
- 機械、農作業の共同化
- スマート捕獲を活用した鳥獣被害防止対策
- 農作業の省力化 など



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入

## 第5期対策から 加算措置の留意点について

### Point 1

- 複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。

### Point 2

- 超急傾斜加算以外の加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組によって達成する目標を定量的に定めます。
- そのうち、棚田地域振興活動加算における目標については、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認等を図ります。(その他の加算措置についても、国、都道府県、市町村は加算の取組の適切な実施について、指導を図ります。)

### Point 3

- 複数の加算を実施する場合、活動の効率化が図られることから、上乘せする加算の単価は定められた単価から1,000円/10aを減額することとなります。

### Point 4

- 加算を受けるには、原則として体制整備単価である必要がありますが、超急傾斜農地保全管理加算に限り、第4期対策と同様に、基礎単価の場合であっても活用が可能です。

### Point 5

- 加算措置による目標の達成の評価が困難になることから、本交付金以外の国の補助事業の対象として整備する機械等に、加算分の交付金を充てることはできません。

# 手続きの流れ

## 協定の作成と活動の実施

### ① 協定の作成

- 集落の現状、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定を作成します。



【集落での話し合い】

### ② 協定の提出（市町村が認定）

- 作成した協定を市町村に提出<sup>(注)</sup>し、市町村長が認定します。

(注) 協定は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業計画と一緒に提出

協定の提出（集落→市町村）期限：6/30

協定の認定（市町村→集落）期限：7/31

### ③ 活動の実施

- 協定に基づき、活動を実施します。



【集落共同の水路清掃】

### ④ 実施状況の確認（市町村が実施）

- 市町村が活動の実施状況を確認します。

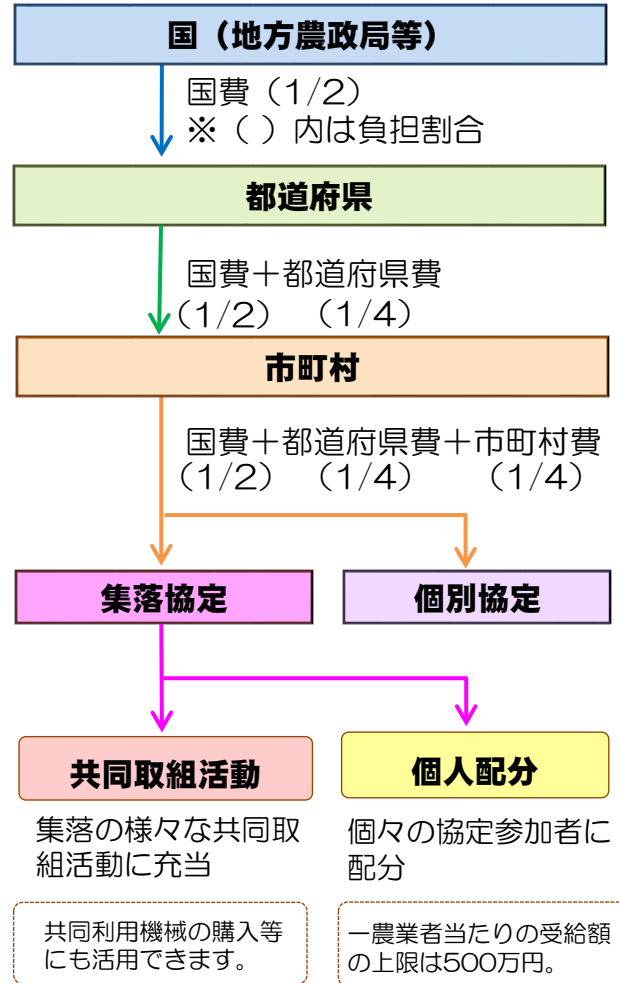
実施状況の確認（市町村）期限：10/31

### ☆交付金の支払い

- 交付金は、市町村に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。
- 活動の実施が確実であると見込まれる集落等については、**交付金の早期交付を受けることができます。**（詳細は裏表紙を参照）

## 交付金交付の流れ

※ 交付金は予算の範囲内で交付します。



### 第5期対策から

- **集落協定における所得超過者**において、**協定内の他者の農用地における農業生産活動等を引き受けている場合には、当該農用地の面積分について、個人配分が可能**となります。（個別協定における所得超過者の取扱と同様にしました。）

### ☆協定には、2つの種類があります。

- **集落協定**：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。
- **個別協定**：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受けるかたちで締結する協定。